



世田谷

区議会だより

No. 8

8/1

発行 昭和41年8月1日
発行所 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区議会事務局
(422)0111
発行人 事務局長 大場啓二



中小河川と災害対策

去る6月28日、本土をかすめた台風四号は、山手地区での中小河川沿岸に、大きな災害をもたらした。

世田谷区の受けた被害は、家屋の流出一、倒壊一、床上浸水五六二、床下浸水二、七五三という大きなもので、特に、給田、烏山、喜多見方面がひどく、濁流に人がのまれ、家屋の被害が続出した。

この台風での問題は、小さな河川のはんらんだった。宅地化に追いつかない中小河川整備の立ちおくれと、下水道施設の不備をつかれた「都市災害」であったことである。

そこで、これらの原因に対してどんな手が打たれていたかという点、世田谷区は、中小河川の改修について、同じ悩みを持つ市、区がまとまって、東京中小河川改修促

進連盟」を結成し、早くから国、都に訴え続けてきた。

これにこたえて都は、ようやく昭和39年から「中小河川整備緊急三ヶ年計画」(世田谷の場合、野川、仙川、呑川がこの対象になっている)により改修に着手し、これらの河川を一時間当り50ミリ(台風四号は一時間当り26ミリ)の降雨に耐えるものにするというが、その進みぐあいは、完成年度に当たる現在、目標の半分にも達していない。

さらに下水道においては、毎年「早期実現」を要望しているが、いつになったら区内にふ設されるか見当もつかないありさまである。

この中小河川の整備は、もはや単なる応急工事といった考えではなく、近郊地域の公共施設整備、ことに下水道施設の長期的都市計画とも関連する問題として、江東ゼロメートル地帯の高潮対策同様に国の積極的な政策を求め、都、関係市区が一体となって、計画の立て直しと、事業の促進を強力に進めることが絶対が必要となってきた。今後の台風に備えて、当面危険なこれら河川の改修を急ぎ、それとあわせて整備計画のあと回しになっている河川・用水は、さらに危険をはらんでいる実情なので、護岸、底上げ工事などの有効な対策を急ぎ講ずるよう国、都に対し工事の促進を強く要請した。

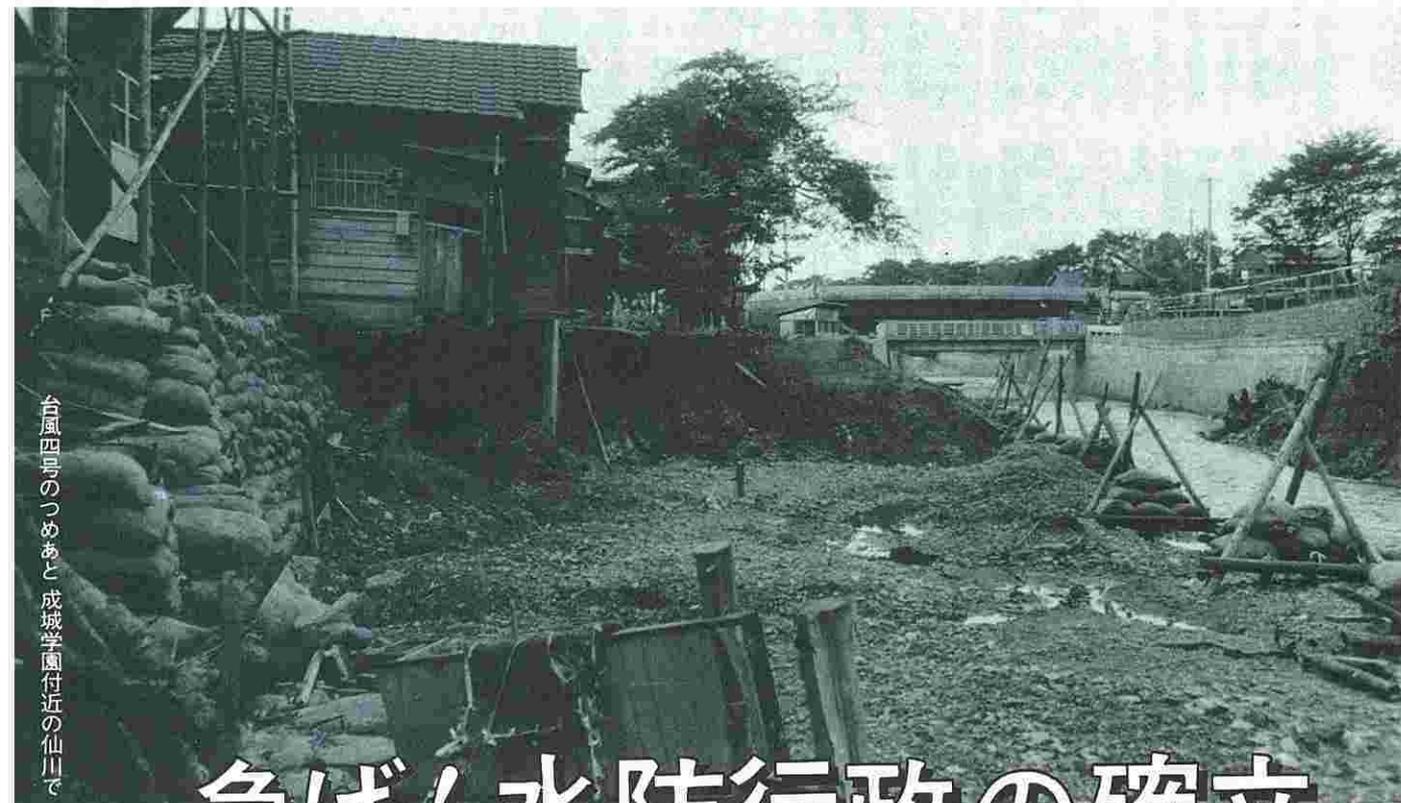
一方、この災害発生に際して世田谷区は全機能をあげて被災地域の救援活動を行なった。しかし被害が続出するにつれ、被災者の要望に応じきれず非難の声も強かった。これは異例の豪雨とはいえ、数年来何回か災害に見まわれたにもかかわらず、計画的な対策に欠けており、救援、応急活動が後手に回ったことである。

世田谷区議会では、今回の水害については、本会議を開き、出水による被害は住民の生命、財産にも影響するところがきわめて大きいので、溝の流れの悪い個所の改修はもちろん、河川・用水整備についても、区独自の対策に本腰を入れるべきだと区長に要望した。

世田谷区としては、これを契機に、いかなる事態にも対処できる水防行政を確立することを大きな課題としなければならぬのではあるまいか。

急げ! 水防行政の確立

台風四号のつめあと 成城学園付近の仙川で



第一回臨時会 5/27

議会役員を改選

正副議長、議員選出監査委員が辞任したため、それぞれ次のように後任を選びました。

なお、各常任・特別委員会の委員も3ページのようにかわりました。

議長・副議長

議長 梶山 正一 (自)
副議長 大高定左右 (自)

第二回定例会

6/22 ↓ 30

母子寮・保育園の工事契約など二十九件を可決



議員定数も五十五人に

6月22日の本会議では、会期(9日間)をきめ、区政に関する各党の一般質問が行なわれ、引き続き二十八件の案件が区長より、また、議員の提出議案一件もそれぞれ提出されて、各委員会に付託されました。

6月30日の最終日には、これらの案件について、各委員会で審議した経過と結果が報告され、いずれも可決になりました。

●水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(賛成多数)
政令の一部改正によって、いままでの一時金を中心とした補償から、年金を中心とした補償となるため、条例の全部を改正するもの。

●区立保養所条例(賛成全員)

区民や職員の福祉をはかるために建設中の保養所(箱根足柄荘)が、近く完成するので、その利用について定めたもの。

●一般会計補正予算第二次(賛成多数)

いままでの選挙人名簿を、永久選挙人名簿に改めるための一斉調査に要する費用四八九五、〇〇〇円を計上し、また、本年度内に支出が終らない見込みの林間学園建設事業費六、九九一萬一、〇〇〇円を、翌年度に繰り越して使用することができるようにしました。

●監査委員

藤島ナツ子(自) 志茂京子(社)

●農業委員の定数条例(賛成全員)
区内の農業者数が減ったため、農業委員会の選挙による委員(16名)の選挙区を、二つから一つにするもの。

●特別区税条例一部改正の 専決処分(賛成全員)

区長が専決処分したため、あらためて議会の承認を求めたもの。
主な改正点は、障害者などの非課税範囲を拡大することや、身体障害者に対する軽自動車税の減免規定を、新たに設けたことなどです。

●玉川支所庁舎会館等
新築の請負契約(賛成全員)
老朽化した玉川支所庁舎を鉄筋化するとともに、区民会館・結婚式場・集会場などもあわせて建設するもの。
契約金額二億七〇〇万円、契約相手清水建設、工期昭和42年7月15日、鉄筋コンクリート造地下一階地上四階建。
このほか、電気設備を三、七五〇万円、日本電設工業と、冷暖房換気設備を四、七四五万円、栗田工業とそれぞれ請負契約を結ぶ議案も議決しました。

●上北沢・千歳母子寮及び上北沢保育園改築の請負契約(賛成全員)
都から移管の母子寮が老朽化しているため、保育園とあわせ建設するもの。
契約金額七、一八八万円、契約相手太平建設、工期昭和42年3月25日、鉄筋コンクリート造三棟

●区立林間学園新築の請負契約(賛成全員)

区内の学童の集団訓練の場として、山梨県河口湖畔に建設するもの。
契約金額一億八〇〇万円、契約相手甲府市築建設、工期昭和42年6月15日、鉄筋コンクリート造二階建二棟。

●中丸小学校屋体・プール併設 の新築請負契約(賛成全員)

花見堂小学校に続いて二番目の屋体・プール併設で、校地の狭い学校に建設するもの。
契約金額三、四七〇万円、契約相手門脇建設、工期昭和42年2月15日、鉄筋コンクリートブロック造三階建。

●祖師谷第二小学校 新築の請負契約(賛成全員)

祖師谷地区の児童急増対策として、祖師谷二の八九五番地に建設するもの。
契約金額五、九〇〇万円、契約相手協栄組、工期昭和42年3月20日、鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟。

●瀬田小学校改築の請負契約(賛成全員)

十二教室の改築を行なうもの。
契約金額三、四〇九万円、契約相手東波建設、工期昭和42年3月15日、鉄筋コンクリート造三階建校舎一棟。
(このほか、小中学校あわせて八十教室の増改築がそれぞれ契約されます)

●新しい住居表示の実施区域(賛成多数)

○現在の若林町、太子堂町、世田谷一丁目の各一部を、若林一四丁目とする。実施は昭和41年10月15日。
○現在の弦巻町一三丁目、上馬町二・三丁目、世田谷一四丁目、新町三丁目の各一部を、弦巻一五丁目とする。実施は昭和41年10月1日。
○現在の世田谷三丁目、上北沢町一丁目の各一部と赤堤町二丁目の全部を、桜上水一五丁目とし、上北沢町二・三丁目の各一部を、上北沢一五丁目とする。実施は昭和41年10月1日。

各党の態度

(自民党) 昭和26年にきめた定数ではよりよい民意の反映ができない。自治法に定められた最大限の六十名とすることは望ましいが、今後の世田谷区の発展を考え、余力を残して五十五名が適当である。
(社会党) 世田谷区は人口増に伴う予算、事業量の増という特殊事情があるから、より活発な議員活動を期待して報酬を引き上げるといのが審議会の答申であった。答申尊重の立場から定数増には反対である。
(公明党) 民意の反映、新人の進出から定数増は望ましいが、経費節減の点から十名増に反対し、五名増が妥当である。
(共産党) 地方自治を守る立場から、議員定数は許された最大限の六十名にすべきだ。五十五名案は、問題の本質をあいまいにさせるので反対である。

●国民健康保険条例の一部改正(賛成多数)

低額所得者に対する保険料の減額対象範囲を拡大するもの。
●青少年問題協議会条例
の一部改正(賛成多数)
この条例のもとになっている法律が改正されたため、その根拠法の名称と適用条文の字句を改めるもの。
●公園条例の一部改正(賛成多数)
世田谷公園内に臨時売店を新設するので、その使用料など規定の整備をはかるもの。

●児童遊園条例の一部改正(賛成全員)

新たに松原児童遊園(松原一丁目三番七号)・北沢五丁目児童遊園(北沢五丁目十三番三号)・東玉川児童遊園(東玉川町一二番地)をそれぞれ設置するためのもの。
●新たに認定した区道(賛成全員)

一部改正(賛成多数)

現在の区議会議員定数四十五名を、五十五名に改めようとするもの。
この改正条例案は、自民党議員の二十四名から提出されたもので、審議にあたった総務財政委員会は、議案の重要性から住民の意思や学識経験者の意見を聞いて審議の適正をはかるため、公聴会を開きました。

(世田谷区議会が公聴会を開いたのは初めてのことで)

公聴会の公述人は次のような人です。

氏名	職業	賛否
望月 信	大学教授	否
勝俣久作	予備校副校長	賛
石野壽満子	主婦	否
吉見照子	主婦	賛
赤岩勝美	研究団体理事	否
藤田義郎	新聞論説委員	賛

所在地	延長(m)
弦巻1丁目14	80.81
経堂町580~869	1,346.45
世田谷5丁目3,128~3,137	121.45
玉川用賀町3丁目54~55	109.55
新町2丁目414~416	122.17
深沢町3丁目57	104.90
玉川等々力町2丁目35~36	95.25
成城町529	111.56
給田町603~605	106.95
烏山町966	197.65
計	2,396.74

●委員会のメンバーが変わりました

○常任委員会

委員会名	総務財政	厚生経済	建設	文教
受持事項	総務部、税務経理部に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	区民部及び厚生部に関する事項	土木部及び建築部に関する事項	教育委員会に関する事項
委員長	小山雄央(自)	石塚玄(自)	西村多吉(公)	渡辺 亘(自)
副委員長	山口正光(自) 相沢 要(社)	広瀬猛夫(自) 佐藤正男(社)	亀井重光(自) 門田昌子(共)	横山 浩(自) 戸田重智(公)
委員	高橋政見(自) 細川宗源(自) 岩城庄太郎(自) 梶山正二(自) 中村大吉(自) 足立文夫(社) 佐々木康祐(公) 武井留治(公) 中田史郎(共)	笠原吉五郎(自) 佐藤 順(自) 大高定左右(自) 大 千代子(自) 竹田 茂(社) 野地喜久次(公) 松本金次郎(共)	鎌田鉄太郎(自) 石井欽三(自) 小島哲郎(自) 菅沼元治(自) 鈴木新十郎(社) 山田俊一(社) 迫田 参雄(公)	星 照次(自) 松原知治(自) 門井 一郎(自) 藤島ナツ子(自) 森田キミ(社) 志茂京子(社) 川村正治(共)

○特別委員会

委員会名	交通対策	特別区制調査	総合グランド建設	庁舎建設
審査事項	1 区内道路の交通安全対策について 2 区内交通機関対策について	区長公選制の復活を主軸とする特別区の自治権拡充について	総合グランドの建設について	第二庁舎及び玉川庁舎会館建設について
委員長	山田俊一(社)	中田史郎(共)	佐藤 順(自)	迫田 参雄(公)
副委員長	小島哲郎(自) 野地喜久次(公)	高橋政見(自) 竹田 茂(社)	鎌田鉄太郎(自) 川村正治(共)	亀井重光(自) 佐々木康祐(公)
委員	広瀬猛夫(自) 山口正光(自) 亀井重光(自) 岩城庄太郎(自) 中村大吉(自) 相沢 要(社) 西村多吉(公) 門田昌子(共)	笠原吉五郎(自) 星 照次(自) 梶山正二(自) 石塚玄(自) 大 千代子(自) 志茂京子(社) 戸田重智(公)	細川宗源(自) 門井 一郎(自) 大高定左右(自) 藤島ナツ子(自) 森田キミ(社) 佐藤正男(社) 鈴木新十郎(社) 武井留治(公)	渡辺 亘(自) 小山雄央(自) 横山 浩(自) 松原知治(自) 菅沼元治(自) 鈴木新十郎(社) 足立文夫(社) 松本金次郎(共)

○東名道工事箇所からのはんらん、甲州街道バイパス下の洪水、河川改修が未完成による被害などは、国、都に責任がある。罹災者に対する見舞金、区の災害対策に要した経費の財源措置を強く要求すべきである。

○災害が生じたら、区の対策を早目によく知らせて区民の不安をなくすこと。
○罹災者に対する見舞は早急に行なうこと。

○被災地域、避難住民に対しては適切な救援体制をとり、食糧、飲料水は完全に供給できるようにしておくこと。
○井戸水の水質検査、診療活動は早急に区が直接行ない、完全な防疫消毒体制をしくこと。

○災害が発生した場合は早目に対策本部を設け、消防、警察などへはいつでも連絡をとれるようにしておくべきである。

○中小河川の改修を急いで進め、公共溝渠はしっかり管理し、流れをよくしておくこと。

○ふだんから防災計画をよく練り、避難先などははっきり決めておき、必要な道具を整備配置しておくこと。

○災害が発生した場合は早目に対策本部を設け、消防、警察などへはいつでも連絡をとれるようにしておくべきである。

○被災地域、避難住民に対しては適切な救援体制をとり、食糧、飲料水は完全に供給できるようにしておくこと。

○井戸水の水質検査、診療活動は早急に区が直接行ない、完全な防疫消毒体制をしくこと。

○中小河川の改修を急いで進め、公共溝渠はしっかり管理し、流れをよくしておくこと。

○ふだんから防災計画をよく練り、避難先などははっきり決めておき、必要な道具を整備配置しておくこと。

○災害が発生した場合は早目に対策本部を設け、消防、警察などへはいつでも連絡をとれるようにしておくべきである。

○被災地域、避難住民に対しては適切な救援体制をとり、食糧、飲料水は完全に供給できるようにしておくこと。

○井戸水の水質検査、診療活動は早急に区が直接行ない、完全な防疫消毒体制をしくこと。

○中小河川の改修を急いで進め、公共溝渠はしっかり管理し、流れをよくしておくこと。

○ふだんから防災計画をよく練り、避難先などははっきり決めておき、必要な道具を整備配置しておくこと。

○災害が発生した場合は早目に対策本部を設け、消防、警察などへはいつでも連絡をとれるようにしておくべきである。

○被災地域、避難住民に対しては適切な救援体制をとり、食糧、飲料水は完全に供給できるようにしておくこと。

○井戸水の水質検査、診療活動は早急に区が直接行ない、完全な防疫消毒体制をしくこと。



バス存続に決定

う回と車幅制限で

8月1日から実施された「車両制限令」で廃止の予定だった区内のバス路線が、陸運局、警視庁、都・区当局からなる対策協議会が協議の結果、当面、一方通行によるう回方式や、車幅制限などの方法により、運行が続けられることになりました。

このことは、区議会が交通対策委員会を中心に何度も関係行政機関にはたらきかけて得た成果と云えます。

こうした方法がとられたことにより、新たな問題として、う回道路が学童通学路に影響する個所のガードレール設置や、舗装改装、側溝にフタをするなど、安全施設を急いで整備する必要があります。これらを実施させることになりました。

しかし根本的な解決には道路の拡幅整備が絶対条件なので、区議会は引き続きこの問題に取り組み、さらに大きな成果を得ようと努力しております。

世田谷区内七か所の運行方法は、つぎのとおり

△経堂駅―仙川駅間の路線は、仙川発



△経堂駅―梅丘駅―渋谷駅を結ぶ路線は、梅丘駅付近道路約二〇〇メートルの道幅が六・四メートルと狭い、そこで一般車両の侵入禁止などの方法をとる。この区間は、待避所をつくり、誘導要員を配置

△経堂駅―東京駅南口間のバスは、上町駅―宮の坂駅間を一方通行とする。復路は、経堂駅―宮の坂駅―世田谷城趾公園とう回路を通り、上町駅で現行路線に結ぶ(図1)

して、現在の運行を続ける。
△三軒茶屋―目黒駅間のバスは、日大医学部―世田谷福祉事務所―三軒茶屋―中里駅―明治薬科大と一方通行の適用でう回して、日大医学部前で現行の路線に復帰する(図2)



△三軒茶屋―新宿間を往復するバスは三軒茶屋―下北沢間の折返しとなる。したがって下北沢―新宿駅間は廃止。
△成城学園前駅―烏山―下本宿間のバスは、塚戸小―祖師谷大蔵駅間が、大型車の対面交通が禁止された。(普通自動車は現行どおり通れる)そこで烏山方面からのバスは、千歳農協―祖師谷大蔵駅―成城学園前駅を通り、復路は、世田谷工業高校―千歳高校を経るう回路を通り、千歳農協前で現在の路

△烏山中学―国学院のバスは、交通量が比較的少ない。現行のまま運行を続ける。



線にもどり通ることになった。(図3)

意見書要望書

水害対策に関する 要望書

6月30日開かれた本会議で、台風4号による災害対策について区長に要望しました。おもなものは、つぎのとおりです。

○中小河川の改修を急いで進め、公共溝渠はしっかり管理し、流れをよくしておくこと。

○ふだんから防災計画をよく練り、避難先などははっきり決めておき、必要な道具を整備配置しておくこと。

○災害が発生した場合は早目に対策本部を設け、消防、警察などへはいつでも連絡をとれるようにしておくべきである。

○被災地域、避難住民に対しては適切な救援体制をとり、食糧、飲料水は完全に供給できるようにしておくこと。

○井戸水の水質検査、診療活動は早急に区が直接行ない、完全な防疫消毒体制をしくこと。

○災害が生じたら、区の対策を早目によく知らせて区民の不安をなくすこと。

○罹災者に対する見舞は早急に行なうこと。

○東名道工事箇所からのはんらん、甲州街道バイパス下の洪水、河川改修が未完成による被害などは、国、都に責任がある。罹災者に対する見舞金、区の災害対策に要した経費の財源措置を強く要求すべきである。

公聴会の意見



議員を五十五名にふやそうということについての公聴会での公聴人の意見は、あらまし次のとおりです。

望月 信氏―反対―

昭和39年に特別報酬等審議会が物価上昇率を大幅に上回る報酬引き上げを答申した際、その理由を議員の数に比して人口が多く仕事が多いという世田谷区の特事情にもとめた。

いまここで同じ理由により定数増をはかることは、住民に対する道義的背信行為といわざるをえない。

議員の数をふやすことと、自治権拡充の基本点である区長公選、事務事業の区移管、人事権・予算権の拡充とは理論的に結びつかない。

定数増をはかるなら、審議会を設けて進んで活動の実態調査を受けてから決定すべきだ。

勝俣久作氏―賛成―

定数を四十五人とした昭和26年に比べ、人口は三十四万の増、予算規模は約十三倍となっている。しかもその間事務事業の移管もあり、当時のワケを

そのままはめておくことは妥当でないし、二十三区を見回してもこんな極端な押えかたをしていないところはない。今回これを是正して定数をふやすこと、さらに将来に余力を残して五十五名の線を打ち出したことは、周到な考えによるものとして賛意を表する。

石野寿満子氏―反対―

定数増は、多数の意思の反映という民主政治の原則からは理解できるが、緊縮財政を基本として仕事をしている区の財政事情の中でこれをするのが住民に何ほどの利益をもたらすか。

むしろ、十名増により要する年間二千万円という経費を、住民の要求する事業、施設の充実にふり向けることが民意の反映ではあるまいか。

定数増の問題は、財政的な余裕が出たときに検討すればよい。

吉見照子氏―賛成―

人口と議員数との対比を見ると、千代田区の二千五百人に一人に対し世田谷区は一万五千人に一人である。このような実態から議員活動に無理な負担が重なり、よいアイデアが生まれてこないであろうことは、主婦の生活感覚

から考えられる。

定数増が区政に直接大きな効果を生むとは言い切れないが、増員で生じたゆとりにより、声なき声をよく聞いて区民のしあわせのために働いてくれるという期待を抱いている。

区の財政事情から見ても、五十五名が妥当だ。

赤岩勝美氏―反対―

議会が住民の要求を真に反映するために努力し、地方自治に対する不当な圧迫をはね返す立場に立つことを前提にして、議員数は、住民の発言権を拡大するという点から、できるだけ多いほうが望ましい。

また、年々議会権限が縮小されていく中で執行権に対する住民監視を強めるためには、複雑多面化する行政の各分野に議員が十分精通し、十分な人数で論議を重ねる必要がある。

このような観点に立てば、法定数の六十人まで引き上げなければ議会はその権能を十分に發揮できない。

藤田義郎氏―賛成―

地方自治に対する国家統制、官僚支配を排除するには、地方議会にはなる

が、どうしてこんな正方形の標準サイズに合わないものを使うのですか。保存にもファイルにも困ります。B5かA4サイズにされることを願います。「区議会だより」のサイズも先ごろまでB5を使っていたのに急に「区のお知らせ」と同じにしましたが、両方を共通にするなら、標準サイズにしてください。左扉、右扉も合わせてください。(玉川奥沢町三の八四 石引一朗)

―係から―

「区議会だより」のサイズは、創刊号から「区のお知らせ」と統一をはかりました。

新聞に折り込まれる皆さんのチラシの中で、どうしたら区の広報紙をみなさんの目にとめるかいろいろ苦心の末、このようなサイズが生まれました。

サイズは統一しましたが、発行する区長側、議会側それぞれ独自の編集方針を立てて発行しますから、活字も横組み縦組みの違いがでてきました。工夫してファイルしていただけませんか。

ひろば

●区議会だよりに関する意見
要望等活発な投書をお寄せください。
●区議会だよりは区役所受付、支所、出張所の窓口へ備えてありますので御利用ください。
あて先
世田谷区世田谷四の二の二七
世田谷区議会事務局

バスの大きさに工夫を

バス道路の交通難はバスの往復が頻繁であるためではありません。道路に比較してバスが大きい過ぎるために、道路の保全難と交通の危険及び渋滞を来しているのです。しかしこれを廃止することが住民の生活に混乱と多大の被害を与えるのであったら、当面の対策として、一番実現の容易なのは、バスを小型にすることだと思います。予算を要することですが、道路を改修したり、道幅を広げることになれば一番簡単です。現在使用のバスは、他に補充を要する会社もありましょうから、これを売り払って小型のバスを購入す

そのままはめておくことは妥当でないし、二十三区を見回してもこんな極端な押えかたをしていないところはない。今回これを是正して定数をふやすこと、さらに将来に余力を残して五十五名の線を打ち出したことは、周到な考えによるものとして賛意を表する。

定数増は、多数の意思の反映という民主政治の原則からは理解できるが、緊縮財政を基本として仕事をしている区の財政事情の中でこれをするのが住民に何ほどの利益をもたらすか。むしろ、十名増により要する年間二千万円という経費を、住民の要求する事業、施設の充実にふり向けることが民意の反映ではあるまいか。定数増の問題は、財政的な余裕が出たときに検討すればよい。

地方自治に対する国家統制、官僚支配を排除するには、地方議会にはなるが、どうしてこんな正方形の標準サイズに合わないものを使うのですか。保存にもファイルにも困ります。B5かA4サイズにされることを願います。「区議会だより」のサイズも先ごろまでB5を使っていたのに急に「区のお知らせ」と同じにしましたが、両方を共通にするなら、標準サイズにしてください。左扉、右扉も合わせてください。(玉川奥沢町三の八四 石引一朗)

べく多くの人が出ることが望ましい。また最近の議員活動は、議員本来の職分にとどまらず、たよることのできない庶民大衆の日常問題まで解決に身をさくことを強いられながら、増員による経費を云々されることをこの際謙虚に反省すべきだ。法律上六十名にできるところを五十五名で押えたことは、謙虚な気持ちのあらわれと思う。さらに増員案は、三党から、五十名五十五名、六十名という主張が出されたと聞いたが、自民党が「足して三で割る方式」で五十五名案を打ち出したことは、少数意見を尊重した「政治の妥協」として理解できる。



開放された 砧ゴルフ場

5月5日の「こどもの日」に開園した「砧ファミリーパーク」は、喜びはしゃぐ子どもたちの声ではちきれんばかりです。

この公園は、駒沢オリンピック公園の二倍の広さがありますから、誰でもこの中に、子どもからお年寄りまで家族そろって明かるい太陽と静かな緑の自然を満喫し、楽しい一日をすごせるようにとのもりだくさんな計画を立てているようです。

しかもこの田園情緒豊かな公園は、区がいま建設中の総合運動場と隣り合わせになっていたので、道路をまたいで相互を結ぶ架け橋などの計画も、都と区の間で話し合われております。これらの計画が全部完成すれば、砧緑地一帯は、まさに都民のオアシスとなるでしょう。

区議会としても、ゴルフ場の開放にはずいぶん分力を入れてきましたが、こんどは早くよい施設をつくるよう、ごう声を大きくして叫んでいかねばなりません。

代表質問



事業の進行は順調か
—自由民主党—

◆ 本年度予算の執行状況は順調か。とくに前年移管された事務事業に多くの繰り越しを生むことがあれば、われわれの意図する自治権の拡充に、大きな影響を与えることになる。見通しはどうか。

— 予算編成段階で、全事業執行計画を見通すことは困難だ。早めに予算を補正したいが、財政調整との関係でそれがおくれ、繰り越しを生ずるのは残念だがやむを得ない。しかし本年度は進行管理に意を注いでいるので、改善されると思う。

◆ 本年度予算の編成に際して、税収を低く見積もりすぎなかったか。財政調整で再調整される心配はないのか。— 安全性を考慮し、控えめな数字を見積もった。財政調整は現在折衝中だが、大体昨年なみの交付金が受けられるとの見通しを立てている。

◆ ようやく確保した砦区民会館用地が、現在、児童遊園、土木材料置場に使用されている。いつになったら本来の目的を実現するのか。— 買取当時の目的に沿って使用したいが、建設時期は、財源、他の施設建

設計画とあわせて検討して決めた。



区長みずから公選に努力を
—社会党—

◆ 区長公選の運動は、去る6月6日に各特別区の議会が進めて開かれた自治権拡充区民大会や、社会党の区長公選法案提出など、活発化しつつある。真に住民の意思を反映する立場で都、国の政策に対処するには、区長は公選区長であらねばならぬと考えるが、区長公選を区民に訴え、区民の意見を聞く意欲があるか。また、憲法に保障された首長を選挙する住民の基本的権利が、現在否定されていることについてはどのように考え、どう対処するか。

— 区長公選には賛成だ。そのための法改正に努力すべきである。法改正にいたらない間の具体的な運動については、部内で検討の上これに協力する心がまえだが、いざ選任しなければならぬ時点で、区長の席に空白を置くようなことでは区政にマイナスだと思う。

◆ 区内緑地は、必ずしも膨張する人口、住宅にそぐわなくなってきた。住宅政策、道路計画に対応して、緑地を区行政の上の有機価値を生ませるための構想はないか。— 当面、首都圏整備法の改正により、緑地地域も含めて整備開発しようというのが国、都の方針のようだ。区としても、その計画の有無にかかわらず、



区内緑地の活用をはかれ
—公明党—

◆ 区内緑地は、必ずしも膨張する人口、住宅にそぐわなくなってきた。住宅政策、道路計画に対応して、緑地を区行政の上の有機価値を生ませるための構想はないか。— 当面、首都圏整備法の改正により、緑地地域も含めて整備開発しようというのが国、都の方針のようだ。区としても、その計画の有無にかかわらず、

議員ポートレート



日ごろもおじしな議員さんカメラにじっと見つめられるとヨワイ。なまあくびをかみころしながら身じろぎひとつしない人。ハッスルして身振り手振りよろしく国会議員もどきの名調子をふるう人。答える理事者もいつもどは違った雰囲気いささかとまどいぎみ。



◆ 区長公選の運動は、去る6月6日に各特別区の議会が進めて開かれた自治権拡充区民大会や、社会党の区長公選法案提出など、活発化しつつある。真に住民の意思を反映する立場で都、国の政策に対処するには、区長は公選区長であらねばならぬと考えるが、区長公選を区民に訴え、区民の意見を聞く意欲があるか。また、憲法に保障された首長を選挙する住民の基本的権利が、現在否定されていることについてはどのように考え、どう対処するか。

◆ 区長公選の運動は、去る6月6日に各特別区の議会が進めて開かれた自治権拡充区民大会や、社会党の区長公選法案提出など、活発化しつつある。真に住民の意思を反映する立場で都、国の政策に対処するには、区長は公選区長であらねばならぬと考えるが、区長公選を区民に訴え、区民の意見を聞く意欲があるか。また、憲法に保障された首長を選挙する住民の基本的権利が、現在否定されていることについてはどのように考え、どう対処するか。

必要な個所を区画整理して開発したい。

◆ 永久選挙人名簿作製のための資格調査にあわせて、住民登録実態調査を行なうというが、いままでも住民登録をしていない住民が、罰則をおそれて資格調査に応じない場合、住民から選挙権を奪うおそれがある。どう対処するか。— 住民登録実態調査に同じくとも、選挙人名簿に登録される資格があれば登録する。

◆ 中小企業近代化資金は、貸付基準利率などから考えてごく一部の企業しか利用できないと思う。過日の新聞にすでに効果があらわれているという記事があったが、その具体的な例をあげよ。経営コンサルタント制度をあらため、貸付額を少額にし、多くの小企業者に益するようこの計画はないか。— 融資後一年しか経過していない段階で、成果を云々することは困難だが、大体良い方向に向かっていると思う。近代化という目的から考えて、融資金を細分することはどうかと思う。

◆ 経堂町四四八から船橋町一、〇六四、上北沢町一ノ一九八の道路計画は、危険なカーブ、三差路など、交通事故を誘発するおそれがある。カーブ地点は検討の余地が残されているが、三差路は接続する道路から見てやむを得ない。

一般質問

◆ 船橋小学校校地が、環8道路用地として削られ、さらに区画整理により五〇〇坪減歩されるという。区は減歩されないよう手を打つべきだ。

◆ 旧鳥山小学校跡地は、区の無策ぶりをさらけ出している現況だ。京王線をはさんだ南北の道路を拡幅するとうが、どれを指すのか。告示、着手の時期はいつか。

◆ 旧鳥山小学校跡地は、区の無策ぶりをさらけ出している現況だ。京王線をはさんだ南北の道路を拡幅するとうが、どれを指すのか。告示、着手の時期はいつか。

◆ 旧鳥山小学校跡地は、区の無策ぶりをさらけ出している現況だ。京王線をはさんだ南北の道路を拡幅するとうが、どれを指すのか。告示、着手の時期はいつか。

人間を無視する高速道路計画
—共産党—

◆ 外郭環状線、高速道路3・4号線計画が、関係地域住民に大きな脅威を与えている。区が巨費を投じて建設中の総合運動場にも障害を及ぼしているが、区長がこの計画を知ったのはいつか。この計画を決定した都側の態度は、非民主的と思われる。人間非尊重の考えに終始している。また、この計画の価値を疑問視する学者の意見もあるが、これらについてどう感じているか。さらに、予定線の上の自治体では、首長、議会が住民と一緒に反対に立ち上ったところもある。区長はこの計画案の撤回、再検討を要求する用意はないか。

◆ 計画は、非公式には昨秋知った。計画決定は都側のやったことで、その仕方について云々する必要はない。この道路が完成した場合、世田谷区にとってよい結果をもたらすものと一応は考えられる。ただ、実施段階で個人の利害、感情には十分配慮すべきと思う。計画の再検討を要求する意思はない。

◆ とにらみ合わせて検討している。当面、学校の残骸は取り除き、児童遊園、土木材料置場として整備する。学校跡地に沿った道路を二メートルに拡幅する。早速地元で説明会を持ち、並行して告示の予定だ。

◆ 入院三カ月以上の長期療養者に見舞金を支給する考えはないか。要保護者に対する見舞金は増額しないのか。— 生保適用患者には見舞金を支給する。それ以外は考えていない。金額は昨年比三〇〇円増額している。

◆ 都立アインストープ総合研究所の、放射性物質、危険区域に対する管理のルーズさが指摘されている。調査機関を設けてこれにあたる考えはないか。周辺住民の健康診断は必要ないか。事故、災害時における対策は。

◆ 区としても調査を進め、必要であれば調査機関を設ける。健康診断は都の責任において行なうべきだ。防災会議では取り上げたことはない。

◆ PTA負担の軽減は、再三指摘しているが、父兄からの苦情が絶えない。後援会的経費についてはある程度効果をあげている。引き続き努力したい。

◆ PTA負担の軽減は、再三指摘しているが、父兄からの苦情が絶えない。後援会的経費についてはある程度効果をあげている。引き続き努力したい。

請願陳情

五十二件の請願・陳情が各委員会の審査を終って、5月27日の臨時会と6月30日の定例会で議決されました。採択、意見付採択された請願・陳情は区長、教育委員会それぞれの希望に沿うよう処理されます。このほか、結論の出なかったもの、新たに付託したものあわせて二十件につきましては、議会閉会中に委員会で審議されます。

第一回臨時会議決分

総務財政委員会

- 第六出張所開設についての陳情— 取下承認—
- たばこ消費税増収活動に助成金の請願— 取下承認—
- 町会自治会の助成に関する請願— 取下承認—
- 韓国国籍を朝鮮国籍に変更することに関する請願— 一部採択一部不採択—
- (理由) 世界人権宣言を尊重することについては、十分趣旨に沿うよう努力する。後段については願意に沿いがたい。

厚生経済委員会

- 住居表示に関する請願(下馬三丁目)— 不採択—
- (理由) 願意に沿いがたい。
- 都立松沢病院敷地の一部開放について陳情— 意見付採択—
- (意見) 願意については了とすることが開放後の施設設置については検討したい。
- 身障福祉総合センター誘致に関する陳情
- 重度歩行障害者基本対策促進の請願— 以上二件不採択—
- (理由) 本請願の趣旨は東京都において取上げ実現されることになったので、当区としては願意に沿いがたい。
- 用賀商店会事務所建設助成金の陳情— 不採択—
- (理由) 願意に沿いがたい。
- 若林地域に福祉会館建設の請願
- 福祉会館設置についての請願(代沢地区)

- 福祉会館(北沢地区)建設に関する請願— 以上三件意見付採択—
- (意見) 全体計画を勘案し、適地があれば建設計画の中に織込みたい。
- 経堂地区福祉会館建設の設計についての請願— 採択—
- 健保改正反対その他社会保障の充実に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意については了とし、今後改善に努力するも、議会意思の反映については一任されたい。
- 公共料金並に国民健康保険料金値上げ反対に関する請願— 二件— 意見付採択—
- (意見) 請願の趣旨は了とするが、決議については議会意思統一後検討したい。

- 水道料金値上げ反対に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力したい。
- 区立保育園設置に関する請願— 採択—
- 砧小学校学区内の学童保育クラブ設置に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 全体計画を勘案し努力したい。
- 保育所措置費等に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 保育所措置費徴収金を昭和39年7月以前に戻すことはできないが、父母負担が増加しないよう配慮したい。公私立の格差是正、保母の増員等についても趣旨に沿うよう努力したい。
- 肢体不自由などに関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力したい。「いこいの家」などについては十分検討していきたい。
- 八幡山地域学童保育促進に関する陳情— 意見付採択—
- (意見) 全体計画を勘案し努力したい。
- 配水管新設に関する陳情(喜多見町三、九四五付近)
- (意見) 願意に沿うよう都当局へ要請したい。
- 保護司会活動の助成についての請願— 不採択—
- (理由) 相談所については従来どおり配慮するが事務室としての提供と41年度補助金の増額については願意に沿いがたい。
- 区立砧保育園保母に関する請願— 採択—
- 原爆被災者救援に関する請願— 採択—
- 生活保護世帯並に準要保護世帯の生活向上に対しての援助に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 生活保護世帯、準要保護世帯に対する援助については漸次努力してきているところであり、請願の趣旨についても今後検討していきたい。
- 旭小学校老朽校舎改築に関する請願— 採択—
- 旭小学校老朽校舎改築に関する請願— 採択—
- 学校医会研究助成費に関する請願— 取下承認—
- 緑丘中学校校舎改築に関する請願— 採択—
- 区立中学校設備、補修、整備等に関する陳情— 採択—
- 区立奥沢小学校校舎改築に関する請願— 採択—
- 生活保護世帯並びに準要保護世帯の児童に対する教育費用全額支給に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 実情を十分検討し願意に沿うよう努力する。
- 交通対策委員会
- 砧小学校児童の横断、安全確保のための跨道橋新設についての陳情— 意見付採択—
- (意見) 現状においては跨道橋新設は困難であるので、信号機の設置に努力したい。
- 学童通学路に跨道橋設置について請願(甲州街道バイパス鳥山町一九二三番地先)— 採択—
- 横断道路信号機設置請願— 採択—
- 水道道路についての請願(上北沢一丁目/船橋町二五先)— 意見付採択—
- (意見) 関係方面に要請し趣旨に沿うよう努力する。
- 砧区内におけるバス運行廃止延期方について請願— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力する。
- 第二回定例会議決分
- 厚生経済委員会
- 長期療養者見舞品支給等に関する請願— 一部意見付採択、一部採択—
- (意見) 長期療養者に対する見舞品の支給はさらに検討したい。生活保護者に対する見舞品はできるだけ増額に努力したい。
- 建設委員会
- (越盆手当支給等に関する) 夏期請願
- (夏季手当支給等に関する) 夏季措置の請願— 以上二件意見付採択—
- (意見) 他区との均衡と実情を勘案し、可能な範囲において請願の趣旨に沿うよう努力する。
- 文教委員会
- 屋内体育館建設促進についての請願— 採択—
- 区立幼稚園設置に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意については了とするがこの区域に幼稚園設置については、全体計画を検討し、実現に努力したい。
- 交通対策委員会
- バス路線廃止反対に関する請願
- バス路線廃止反対の請願— 以上二件意見付採択—
- (意見) 区当局にも対策を講じさせ関係方面に働きかけて、願意に沿うよう努力する。

- 区道新設計画に就ての請願(船橋町一、〇六八番地・上北沢一丁目一九八番地先)— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力する。
- 建設委員会
- 世田谷砧ゴルフ場の解放に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力したい。
- 道路に関する陳情(野沢町一ノ八八番地先私道)— 不採択—
- (意見) 願意に沿いがたい。
- 東京都世田谷清掃工場設置反対に関する請願— 取下承認—
- 小公園の増設、既存公園の改修整備等について陳情— 採択—
- 水道道路についての請願(上北沢一丁目/船橋町二五先)— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力する。
- 私道における街路灯に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力する。
- 区道新設計画に就ての請願(船橋町一、〇六八番地・上北沢一丁目一九八番地先)— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力する。
- 文教委員会
- 旭小学校老朽校舎改築に関する請願— 採択—
- 旭小学校老朽校舎改築に関する請願— 採択—
- 学校医会研究助成費に関する請願— 取下承認—
- 緑丘中学校校舎改築に関する請願— 採択—
- 区立中学校設備、補修、整備等に関する陳情— 採択—
- 区立奥沢小学校校舎改築に関する請願— 採択—
- 生活保護世帯並びに準要保護世帯の児童に対する教育費用全額支給に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 実情を十分検討し願意に沿うよう努力する。
- 交通対策委員会
- 砧小学校児童の横断、安全確保のための跨道橋新設についての陳情— 意見付採択—
- (意見) 現状においては跨道橋新設は困難であるので、信号機の設置に努力したい。
- 学童通学路に跨道橋設置について請願(甲州街道バイパス鳥山町一九二三番地先)— 採択—
- 横断道路信号機設置請願— 採択—
- 水道道路についての請願(上北沢一丁目/船橋町二五先)— 意見付採択—
- (意見) 関係方面に要請し趣旨に沿うよう努力する。
- 砧区内におけるバス運行廃止延期方について請願— 意見付採択—
- (意見) 願意に沿うよう努力する。
- 第二回定例会議決分
- 厚生経済委員会
- 長期療養者見舞品支給等に関する請願— 一部意見付採択、一部採択—
- (意見) 長期療養者に対する見舞品の支給はさらに検討したい。生活保護者に対する見舞品はできるだけ増額に努力したい。
- 建設委員会
- (越盆手当支給等に関する) 夏期請願
- (夏季手当支給等に関する) 夏季措置の請願— 以上二件意見付採択—
- (意見) 他区との均衡と実情を勘案し、可能な範囲において請願の趣旨に沿うよう努力する。
- 文教委員会
- 屋内体育館建設促進についての請願— 採択—
- 区立幼稚園設置に関する請願— 意見付採択—
- (意見) 願意については了とするがこの区域に幼稚園設置については、全体計画を検討し、実現に努力したい。
- 交通対策委員会
- バス路線廃止反対に関する請願
- バス路線廃止反対の請願— 以上二件意見付採択—
- (意見) 区当局にも対策を講じさせ関係方面に働きかけて、願意に沿うよう努力する。